

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		市野 和夫（イチノ カズオ）			
②住所		（都道府県名） （市区町村以下） 愛知県			
③電話番号		0532-88-4358	メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）			
5 ~6	7 ~5	これまで、ダム建設ありきの事業推進の根拠とされてきた「河川整備基本方針、河川整備計画」について、「できるだけダムにたよらない治水」に転換するためには、基本的な見直しを行うことが必要であるが、そのことが触れられていない。			
12 ~13	2 ~5	見直しの大きな要因であるにもかかわらずダムによって生じている環境影響の重大さについて、ほとんど触れられておらず、ダム湖への堆砂、湖水の富栄養化、水温変化と濁りの発生、ダム下流のアーマー化など、ダム湖や河川生態系への影響、河口域から閉鎖性内湾の汚濁への影響、沿岸砂浜の浸食など、具体的に記述を付け加えるべきである。			
13	10~ 12	点検項目に、「環境影響の大きさ」、「ダムサイト地点等の地盤の適性とダムを造った場合の安全性」を付け加えるべきである。			
13	15~ 16	前提として、河川整備計画の目標の点検を行うことが必要である。特定多目的ダムの場合については利水目標（利水安全度）についての点検も欠かせない。			
13	17~ 18	多目的ダムの場合は、治水対策に加えて、利水対策、環境（流水の正常な機能の維持）対策についても、幅広い対策案を検討することが必要である。			
13	20~ 21	20行のカッコ内、（又は河川整備計画策定時点）の字句を入れることは、整備計画策定時点以後に実施済みの河道改修などによる現時点での整備状況について見落とすことにつながり、ダム建設の効果を水増しする可能性が強いので、削除するべきである。			
14	2~5	総合的な評価に当たっては、治水面に加えて利水面、流水の正常な機能の維持の面、環境影響の面を加えて総合的に判断を下すことが必要である。過去に行われた事業再評価の例では、ダムの効果を河道改修の効果と分離せずに示し、また洪水被害（投資効果）の大きさを、通常起こりえない、複数個所の破堤がいつせいにおきるとするなど、2重に過大評価をしている。			
14	2~5	また、流水の正常な機能の維持（流況改善）についての事業再評価の例では、投資効果を同程度の規模の容量を持つダム建設費用で代替し、一方で、事業によるマイナスの環境影響はまったく無視するなど、極めて不適当な内容で実施されていることを踏まえ、事業による、プラスの環境影響とマイナスの環境影響を、バランスシートに表現したうえで、環境影響についてコスト計算を行うことが必要である。			

14	2~5	利水面でも、ダムを造らない代替案を検討する必要がある。水余りの現状で、コスト計算すれば、B/C が1より小さくなることは自明である。 総合評価は、治水、利水、流水の正常な機能の維持、環境影響のすべてを含んだ上で、実施すべきである。
14	6~8	関係住民の定義が必要である。ダムによる水没地区住民、あるいは、建設地が属する自治体の住民のみでは尽くせないことを明確にし、当該水系に関係するすべての住民、河口に近い沿岸住民や漁民も含めて関係住民であることを明確にし、主権者であることを明記するべきである。
14	6~8	これまでの例から推測すれば、「意見を聴く」という文言だけでは、住民等の意見が反映されないで、単に聞き置かれる可能性が強いので、「意見を聴き、検証結果に反映させる」と表現するべきである。
15	18~20	新たな段階にすまないだけでなく、各段階においても全年度に比して予算増額などするべきでない。
16	3~4	今回のような政策の大きな転換を図ろうとする場合に、これまでの再評価の組織・・・流域委員会・事業評価監視委員会がほとんど地方整備局等の務める事務局の意のままに単なる通過儀礼の機関となっていたことの反省なしに、同じやり方を踏襲するのでは、何の効果も期待できないと推定される。検証組織・運営に工夫が必要である。
16	24~25	これまで、「はじめにダムありき」として、ダム建設推進の急先鋒として事業を進めてきた組織が、ダム抜きを案を本気で実現しようと検討することは、まずありえないと考えられる。したがって、検証を進めるのは第三者機関が行うべきで、その結論にしたがって既存の枠組みを働かせるようにしなければならない。さもなくば、「できるだけダムによらない治水」への政策転換は、不発に終わるであろう。
17	11~13	治水対策等の案について、誰が立案するのか？・・・市民団体・住民・科学者等の提案があった場合、検討案として取り上げるようにするべきであり、そのようなことを念頭に置いた手順、すなわち住民が提案できるような公募手続きを盛り込むべきである。
17	15~20	「流水の正常な機能の維持」を主目的として掲げるダム事業ができてきているが意味不明なこのようなダム事業は、端から中止対象とするつもりならばよいが、一言も触れられていないのはなぜか？総合評価に反映させる見直しの重要な項目の一つとして、掲げておくべきである。
18	6~14	国土交通省やほとんどの都道府県がこれまで行ってきた情報公開、パブコメなどは、真の情報公開には程遠く、単に瑕疵なく手続きを済ませたことの証明を得るためとしか考えることができないような代物ばかりであった。徹底した議論の保障、傍聴者の発言権の保障、議事録の作成と公開、パブコメに基づく質疑応答の場の設定、関係者の説明責任を明確にすること、主権者である住民の参加の保障、関係住民とは、少なくとも水系流域全体の住民と明示すること。
18	13	なお、「学識経験者」という概念もこれまで恣意的に用いられてきたことから点検が必要である。至るところの審議会に名を連ねている人物が適任であるとはどうも考えられない。また、ダム建設に批判的な学者の参加なしには、科学合理性は保障されないだろう。
18	15~21	原案が作成された段階で、パブコメを行うべきである。これまでの事業評価監視委員会は、追認機関に過ぎないため、より厳しい世論（主権者）の監視が必要である。

19	2~19	<p>これまでのダム建設事業において、軟弱地盤等によって、不当沈下や水漏れ、地すべり等が原因で、当初目的を満足に果たすことができない事例が多々ある。近年、不適地に、無理やりダム建設を進めていることがその原因であると考えられる。このようなダムは、完成してからも災害の発生の原因にさえなりうることから、建設予定地の地盤の再点検を十分に行い、くれぐれも、問題を起こすことのないようにするべきである。</p>
		<p>以上</p>